

社団法人ふくい農林水産支援センター
（旧林業公社）のあり方検討委員会報告書

平成25年2月

社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会

【目次】

はじめに	1
I 経営見直しの方向	2
1 基本認識	2
2 今後の目指すべき姿	3
3 経営見直しの基本的方向と最適な経営形態	3
II センター（分収造林事業）の現状	4
1 旧林業公社設立の経緯	4
2 分収造林事業の概要・役割	5
3 分収造林事業の経営状況	5
4 分収林の環境的効果（公益的機能）	6
5 これまでの経営改善の取り組み	7
III 今後の森林整備の方向	8
1 今後の森林整備の方向	8
2 森林施業方針の見直し	10
IV 分収造林事業の経営の選択肢	12
1 経営の選択肢ごとの比較検討	12
2 現在の材価による長期収支試算	17
3 検討結果	22
V 経営改善策	24
1 経営改善の方向	24
2 具体的な経営改善策	25
3 経営改善の実施体制	34

はじめに

社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）は、昭和41年の設立以降、国の拡大造林政策に基づき、民間の森林所有者では整備が進みにくい奥山中心に分収方式による造林事業を進め、山村地域の振興や雇用の創出に大きく貢献するとともに、山地災害防止、水源涵養、地球温暖化防止など環境面でも重要な役割（森林の公益的機能）を果たしてきた。

しかしながら、分収造林事業は、植林してから伐採収入を得るまで数十年を要する事業を借入金で賄ってきたこと、労務費が高騰したことなどにより、多額の累積債務を抱えることとなった。また、長期的な木材価格の下落により採算性が著しく悪化しており、こうした経営状況は、全国の林業公社にほぼ共通したものである。

こうした中、累積債務の抑制に向けて、新植中止などによるコスト縮減、高金利借入金の借換えなどの経営改善に加え、県も無利子貸付などの支援を実施してきた。

しかし、現在の材価が続いた場合、債務の完済が厳しいだけでなく、「皆伐・返還後に森林所有者が再造林する」という森林資源の循環も困難となり、さらに、近年の集中豪雨の頻発など土砂災害発生リスクが一層高まることが懸念される中、皆伐には慎重な対応が求められ、伐採方法の見直しが必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、センターの分収造林事業の抜本的な見直しについて、平成22年9月から平成25年2月までの8回にわたり議論を重ね、検討を行ってきたところである。

その結果、本委員会として森林の有する公益的機能の持続的発揮と公的支援額を最小限に抑制する観点から、経営見直しの基本的方向、最適な経営形態および経営改善策を示すこととした。

県およびセンターにおいては、本報告書の提言の内容を今後の経営改革に反映させて、抜本的な経営見直しを積極的に進めていくことを期待する。

平成25年2月27日

社団法人ふくい農林水産支援センター
（旧林業公社）のあり方検討委員会
委員長 松下 幸司

I 経営見直しの方向

1 基本認識

経営見直しの検討に当たっての基本認識は、次のとおりである。

(1) 分収造林事業の採算性の悪化と期待できない土地所有者による再造林

センターが造成してきた分収林は、これから徐々に利用可能な段階に入るものの、長期的な木材価格の下落等により事業の採算性が著しく悪化しており、現在の材価が続いた場合、将来皆伐しても債務の完済は困難な見通しである。

また、現行の事業スキームは、「皆伐して造林地を返還した後に土地所有者が再造林する」こととなっているが、皆伐による収入（分収金）では再造林経費を賄うことが困難な状況となっており、皆伐した場合、土地所有者による再造林が期待できず、造林地の荒廃を招く恐れが高くなっている。

(※) 土地所有者アンケート調査（平成23年6～7月実施）では、「再造林を行えないと思う」との回答が全体の71%を占めた。

(2) 森林の有する公益的機能（環境的効果）の重要性の高まり

分収林の多くは、県土保全上重要な奥山や水源地域に位置し、山地災害防止、水源涵養、地球温暖化防止など、重要な公益的機能を発揮している。

特に、近年は局地的な集中豪雨の頻発に加え、今後地球温暖化により大雨の頻度が増加する恐れが非常に高いことが指摘されており、土砂災害発生リスクが一層高まることが懸念される中、奥山に位置するセンター造林地では、災害から県民の生命・財産を守る役割が今後もさらに重要になってくる。

こうした中、仮に皆伐され、再造林されずに放置されると、山地災害を誘発する恐れがあることから、皆伐には慎重な対応が求められ、伐採方法の見直しが必要な状況となっている。

(3) 森林の公益的機能の持続的発揮への公的支援と経営改善の必要性

分収造林事業は、植林から伐採収入を得るまで数十年と極めて長い期間を要するものであり、公益的機能の持続的発揮という重要な役割も求められるが、木材価格が大きく下落してきた中で、長期にわたり公益性の発揮が求められる事業を、経済事業として収支均衡を図っていくことは困難な状況となっている。

このため、分収林の有する公益的機能を持続的に発揮させていくためには、継続的な公的支援が必要となるが、必要最小限の公的支援額により最大の効果を上げられるよう、効率的な森林整備や抜本的な経営改善が必要である。

(※) 「基本認識」に至る現状についてはⅡ章に詳細を記載している。

2 今後の目指すべき姿

基本認識を踏まえた今後の目指すべき姿は、次のとおりである。

- (1) 分収林の有する公益的機能を持続的に発揮できる森づくりを進め、県民の安全・安心な暮らしの実現に貢献
- (2) センターが造成してきた貴重な社会的資産である森林を、次の世代に健全な姿で継承
- (3) 抜本的な経営改善を進め、公的支援額を最小限に抑制

3 経営見直しの基本的方向と最適な経営形態

今後の目指すべき姿の実現に向け、経営見直しの基本的方向とこれを推進するための現時点で最も適切な経営形態を次のとおり示すこととする。

(1) 経営見直しの基本的方向

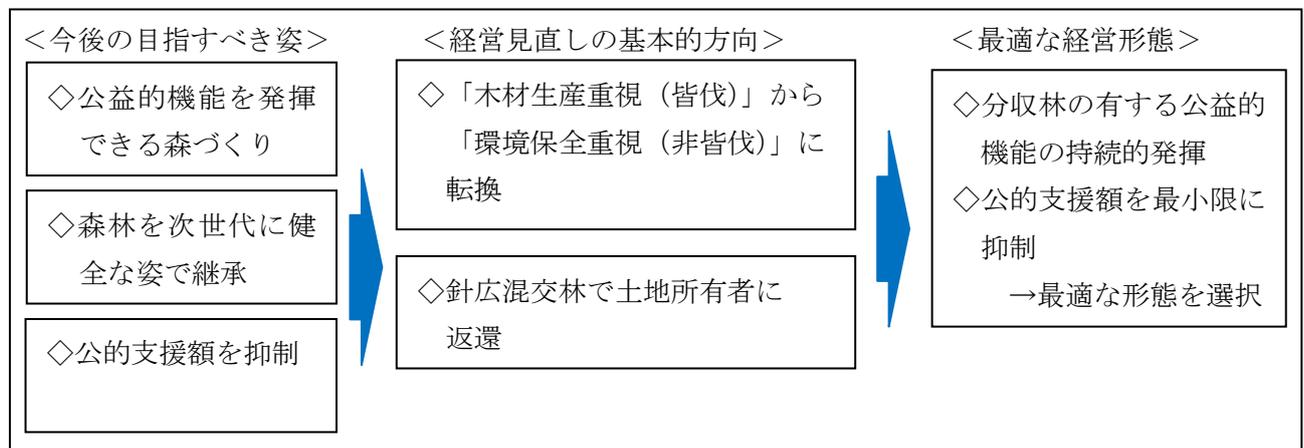
- ① 森林整備の方向を「木材生産重視（皆伐）」から「環境保全重視（非皆伐）」へ転換し、広葉樹の侵入を促すことにより針広混交林化を推進
- ② 分収造林契約終了時に再生林の必要のない針広混交林で土地所有者に造林地を返還

(2) 経営見直し推進のための最適な経営形態

分収林の有する公益的機能が持続的に発揮できるとともに、分収方式の見直しなど抜本的な経営改善策を円滑かつ効率的に実施でき、公的支援額を最小限に抑制できる最も適切な経営形態を選択

なお、経営見直しの実施に当たっては、P D C Aサイクル（※）により、常に点検・評価を行い、改善を図っていくことが必要である。

（※）管理業務を円滑に進める手法の一つであり、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善すること



（※）「経営見直しの基本的方向と最適な経営形態」に至る経過や具体的内容については、Ⅲ～Ⅴ章に詳細を記載している。

II センター（分収造林事業）の現状

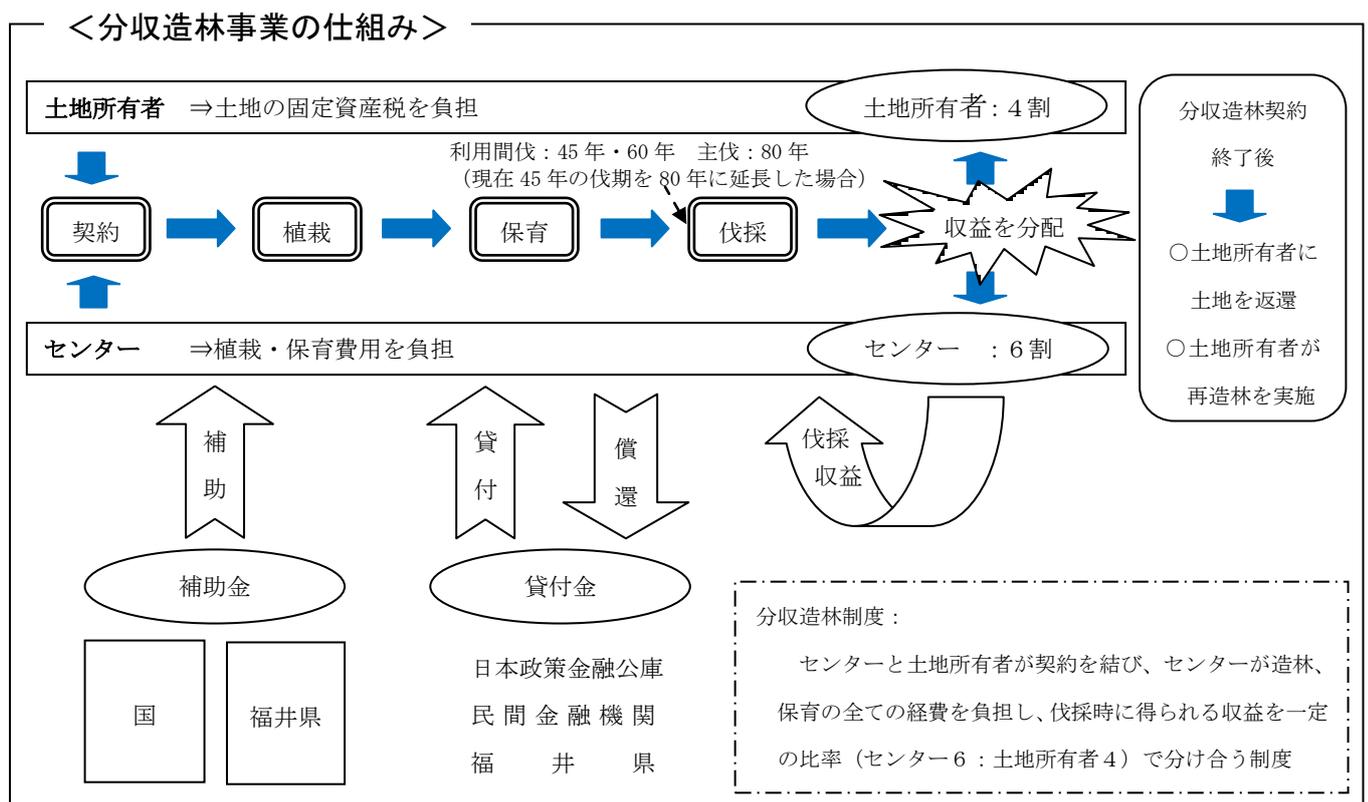
1 旧林業公社設立の経緯

国は、昭和30年代、経済発展に伴って大幅に増大すると見込まれた木材需要に対応して森林の生産力を高めるため、従来薪炭林等として利用されていた広葉樹林を木材生産に適した針葉樹林に転換する拡大造林政策を推進することとした。

拡大造林の対象地は森林所有者では造林が困難な奥山が多いことや造林を推進するには外部資金の導入が必要なことなどから、国は林業公社による分収方式での造林が有効と考え、昭和33年に分収造林特別措置法が制定され、その後、全国各地で林業（造林）公社が相次いで設立された。

本県においても国の拡大造林政策に基づき、主にスギの植林が進められ、さらに奥山で植林を進めるため、昭和41年に、県、市町村、森林組合等の出資により、全国15番目の林業公社として社団法人福井県林業公社が設立された。

- 経緯：
- ・昭和33年 分収林特別措置法制定
 - ・昭和41年 社団法人福井県林業公社設立
 - ・昭和46年 県造林長期計画策定
 - ・平成17年 財団法人福井県農業公社および財団法人福井県農林漁業大学校と統合し、社団法人ふくい農林水産支援センターに改称

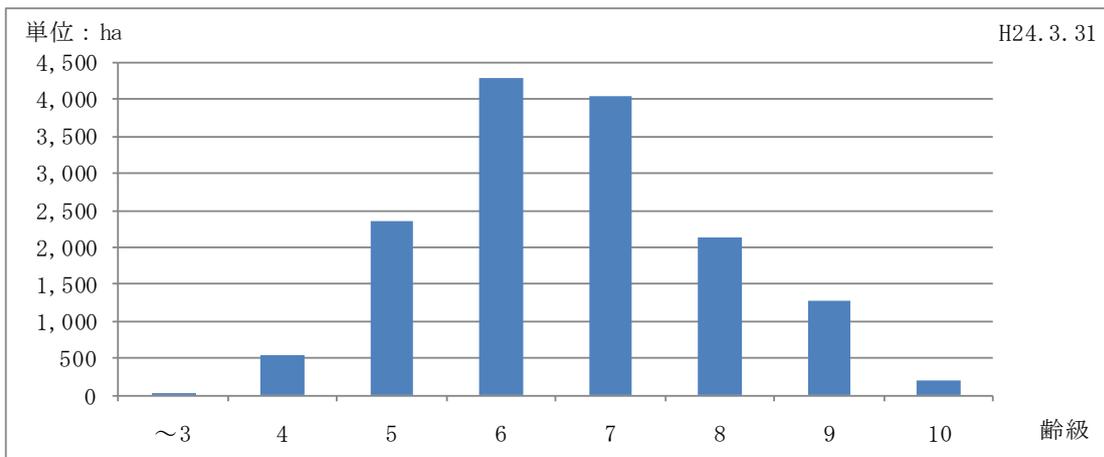


2 分収造林事業の概要・役割

センターは、昭和41年以降、主に民間の森林所有者では整備が進みにくい奥山などの条件不利地域を中心に分収方式による造林を計画的に進め、これまで県内人工林の約13%の森林を造成し、山村地域の振興や雇用の創出に大きく貢献してきた。また、分収造林地の適正な管理を通じて、山地災害防止、水源涵養、地球温暖化防止等の公益的機能の維持増進に重要な役割を果たしている。

平成23年度末の管理面積は14,864haであり、間伐や枝打ち等の保育施策が必要な育成途上にある7齢級（35年生）以下のものが約8割を占めている。

< 齢級別・樹種別管理面積（平成23年度末） >



~3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 歳級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	合計
1~15 年生	16~20 年生	21~25 年生	26~30 年生	31~35 年生	36~40 年生	41~45 年生	46~50 年生	1~45 年生
25ha	553ha	2,365ha	4,282ha	4,036ha	2,128ha	1,282ha	193ha	14,864ha

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ等	合計
13,799ha	916ha	91ha	58ha	14,864ha

また、平成23年度末の土地所有者（契約者）数は延べ4,223人で、約9割が個人所有者（面積では約5割）である。

3 分収造林事業の経営状況

分収造林事業は、植林してから伐採収入を得るまでの数十年の間は、毎年の森林造成費を補助金と日本政策金融公庫などからの借入金に依存することから、累積債務は増え続ける構造となっている。

また、植林、保育は労働集約的な作業が中心であり、労務費の高騰により、事業費が膨らんだことで多額の累積債務を抱えることとなり、債務残高は、平成23年度末で約502億円となっている。

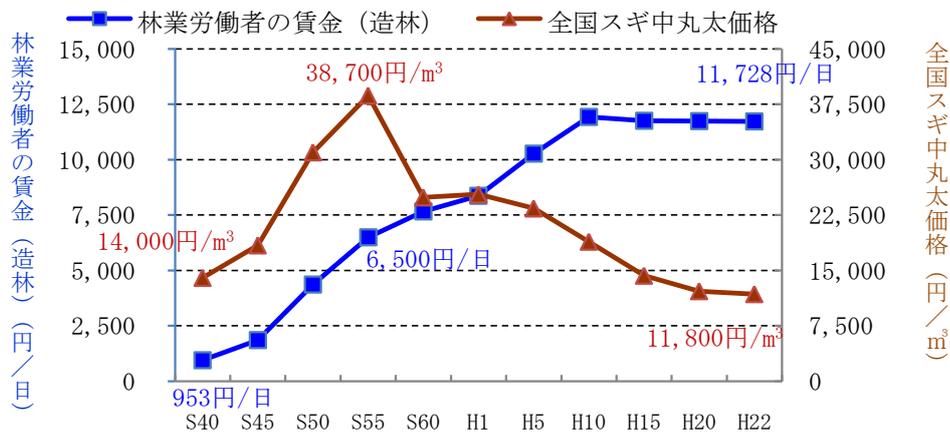
<債務残高内訳（平成23年度末）>

	日本政策金融 公庫	民間金融機関	福井県	計
債務残高	117億円	52億円	333億円	502億円

こうした経営状況は、全国の林業公社（34都道府県36公社（平成23年度末））にほぼ共通したものである。（全国の債務残高の合計額は約1兆円）

当県の分収林は、これから徐々に利用可能な段階に入るものの、主伐期は平成57年以降であり、長期的な木材価格の下落により採算性が著しく低下している中で、現在の材価水準が続く場合、最終的な債務の完済が困難な見通しとなっている。

<全国スギ中丸太価格および林業労働者の賃金の推移>



(※) 出典：全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」、農林水産省「木材価格」

	昭和40年	昭和55年 (木材価格ピーク)	平成22年
木材価格	14,000円/m³	38,700円/m³	11,800円/m³
林業労働者賃金	953円/日	6,500円/日	11,728円/日

(※) 木材価格 … 全国平均スギ中丸太価格

4 分収林の環境的効果（公益的機能）

分収林の多くは、県土保全上重要な奥山や水源地域に位置し、山地災害防止、水源涵養、地球温暖化防止などの重要な公益的機能を発揮している。

こうした公益的機能の効果は、分収林が所在する地域のみに限られるものではなく、幅広く県土全体に及んでおり、分収林は、災害から県民の生命・財産を守り、清らかな水と空気を育み、多様な生態系を支えるなど安全で安心な暮らしの実現に

重要な役割を果たしており、県民にとってかけがえのない共有の財産である。

特に、近年は局地的な集中豪雨の頻発に加え、今後地球温暖化により大雨の頻度が増加する恐れが非常に高いことが指摘されており、土砂災害発生リスクが一層高まることが懸念されることから、森林の公益的機能を維持増進させることが、ますます重要となってきた。

なお、森林の有する公益的機能（多面的機能）を金額換算して評価する方法については、様々な考え方があり定まったものはないが、平成13年の農林水産大臣の諮問に対する日本学術会議の答申での例示を参考に試算すると、センターの分収林の評価額は年間約500億円となる。（詳細は資料編P9参照）

5 これまでの経営改善の取り組み

累積債務の増加を抑制するため、センターでは、平成9年度以降、新植の中止や長伐期化など施業基準の見直しによるコスト削減など経営改善に取り組んできた。

また、高金利借入金の借り換えや繰上償還による利息負担の軽減を図るとともに、県も貸付金の無利子化などの支援を積極的に実施してきた。

項目	取組内容
施業基準の見直し (平成11年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・新植の中止 (H11) ・6m枝打ちの中止 (H15～) ・長伐期化 (※) (主伐期の延長 45年→80年) (H16～)
人員の削減 (平成9年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員の退職者を不補充 (分収造林事業に直接従事するプロパー職員 H9:9人 → H24:4人)
県貸付金の無利子化 (平成12年～)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度以降の貸付金の無利子化 ・平成11年度以前の貸付金の発生利息を補助 <p style="text-align: right;">利息軽減額 約600億円 (推計)</p>
日本政策金融公庫の 高利借入金(3.5%以上)の整理 (平成11～19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・低利な公庫資金への借り換えの実施 ・低利な民間金融機関資金を活用した繰上償還の実施 <p style="text-align: right;">利息軽減額 約144億円 (推計)</p>
他団体との統合 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業公社および農林漁業大学校との統合による業務運営の効率化
その他の経営改善の取 り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度より制限付き一般競争入札を実施 ・平成21年～23年間は事業実施に当たり、自己負担なしの定額助成方式による国の森林整備補助制度を活用し、新たな公庫資金の借入を取り止め

(※) 長伐期化の取り組み

主伐期の延長(45年→80年)により、森林の多面的機能の持続的発揮はもとより、価格の高い住宅用柱材など大径材としての販売が可能になることから、平成16年度以降、土地所有者との契約変更を進めている。

Ⅲ 今後の森林整備の方向

1 今後の森林整備の方向

(1) 今後の方向

分収造林地は、主に民間の森林所有者では造林が困難な奥山などの条件不利地域が多く、林業の採算性の悪化により皆伐による収入（分収金）では皆伐跡地の再造林費用を賄うことが困難な状況になっていることから、現行のスキームで皆伐した場合、伐採跡地のままで放置される可能性が高い。

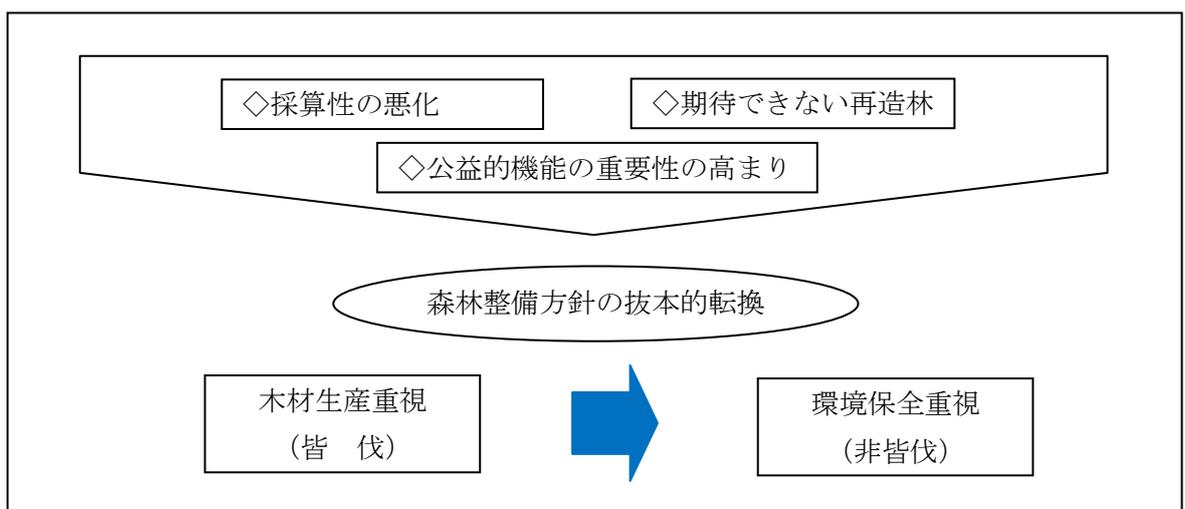
(※) 土地所有者アンケート調査では、「再造林は行えないと思う」との回答が全体の71%を占めた。皆伐跡地は再造林などの更新がなされないと、森林法上の義務違反となる。

また、近年の集中豪雨の頻発など土砂災害発生リスクが一層高まることが懸念される中、皆伐には慎重な対応が求められ、伐採方法の見直しが必要な状況である。

こうしたことから、分収造林事業の事業方針を抜本的に転換し、これまでのように木材生産を重視して皆伐するのではなく、これまで果たしてきた公益的機能をより発揮できる環境保全を重視した森づくりを進めていくことが必要である。

これに伴い、伐採方針を、従来の「木材生産重視（皆伐）」から「環境保全重視（非皆伐）」へ転換し、今後は、抜き伐り（列状、帯状伐採）(※)の繰り返しにより広葉樹の侵入を促進し、手がかからず災害に強い森づくり（針広混交林化）を図ることが必要である。

(※) 森林の樹木を伐採する際に、一度に全部伐らずに樹木を部分的に伐採すること。



(※) 土地所有者アンケート調査では、環境保全重視への転換について「賛同」、「どちらかと言えば賛同」が回答者全体の68%を占めた。

(2) 期待される効果

針広混交林化を図ることで、契約終了時に再造林を必要としない森林として、土地所有者に返還することができる。

また、異なった林齢や樹種からなる多様な森林となることで、土砂災害防止や水源涵養、CO₂吸収など森林の有する多面的機能がより発揮できることとなり、災害に強い公益性の高い森林が整備される。

さらに、広葉樹の侵入により奥山における生物多様性の保全や野生鳥獣の生息環境の整備につながり、近年拡大している鳥獣被害から、県民の暮らしを守る効果も期待できるほか、花粉症の原因となる花粉の発生源対策としての効果も期待できる。

(3) 森林施業方針見直し後の実施体制

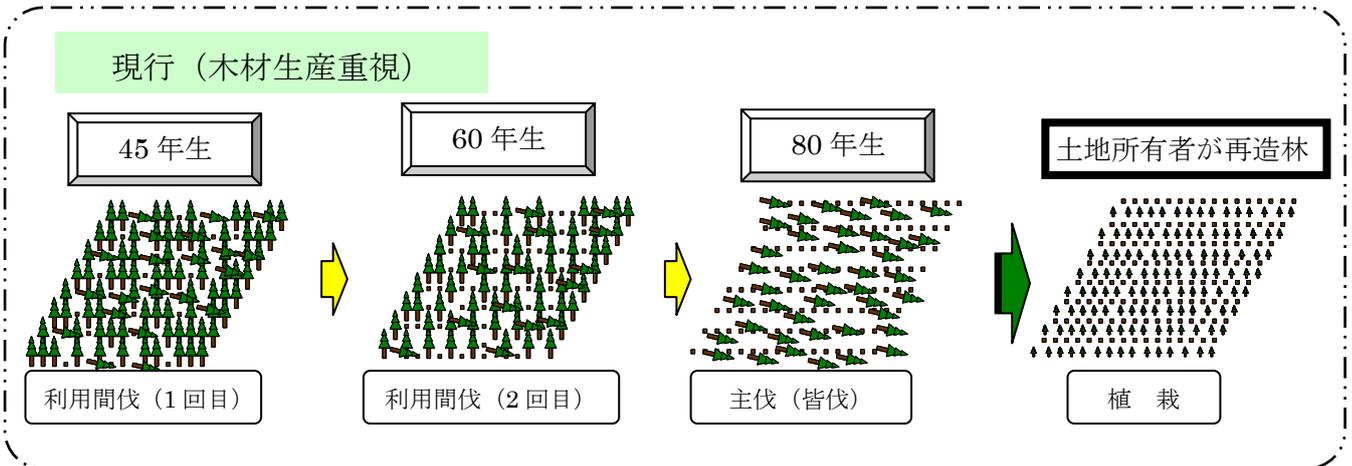
今後、環境保全重視の森林整備（針広混交林化）を進めていくに当たっては、センターと県が連携し、県営林での実施状況を県試験研究機関（総合グリーンセンター）で検証することなどにより、分収造林地の施業に適切に反映させていくことが必要である。

また、針広混交林化の必要性や期待される効果について土地所有者をはじめ県民に十分説明していくことが必要である。

2 森林施業方針の見直し

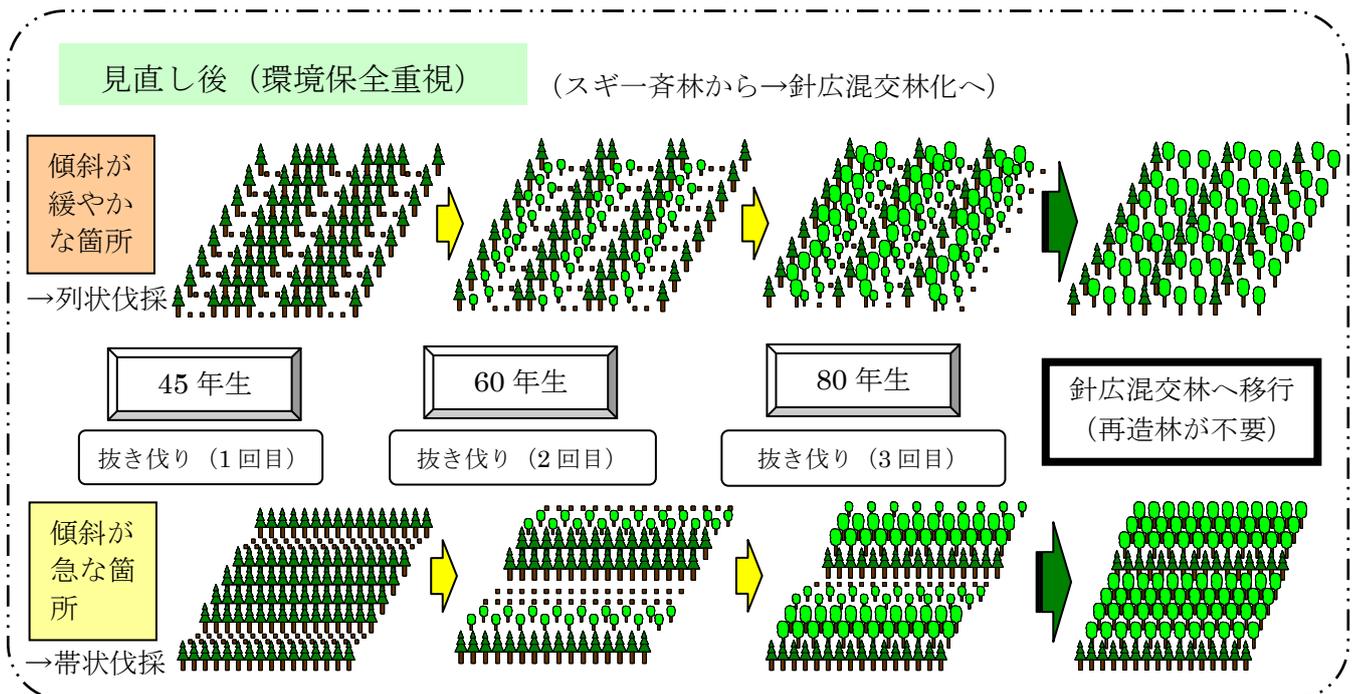
◆現行

- 施業方針：
- ・原則として「皆伐」
 - ・原則として45年、60年に利用間伐、80年に主伐を実施
 - ・皆伐跡地を土地所有者に返還（土地所有者による再造林が必要）



◆見直し後

- 施業方針：
- ・「非皆伐」
 - ・原則として、45年、60年、80年に抜き伐りを実施（広葉樹の侵入を促進）
 - ・針広混交林にして土地所有者に返還（土地所有者による再造林が不要）
なお、残存針葉樹については返還後にさらなる成長が期待される。

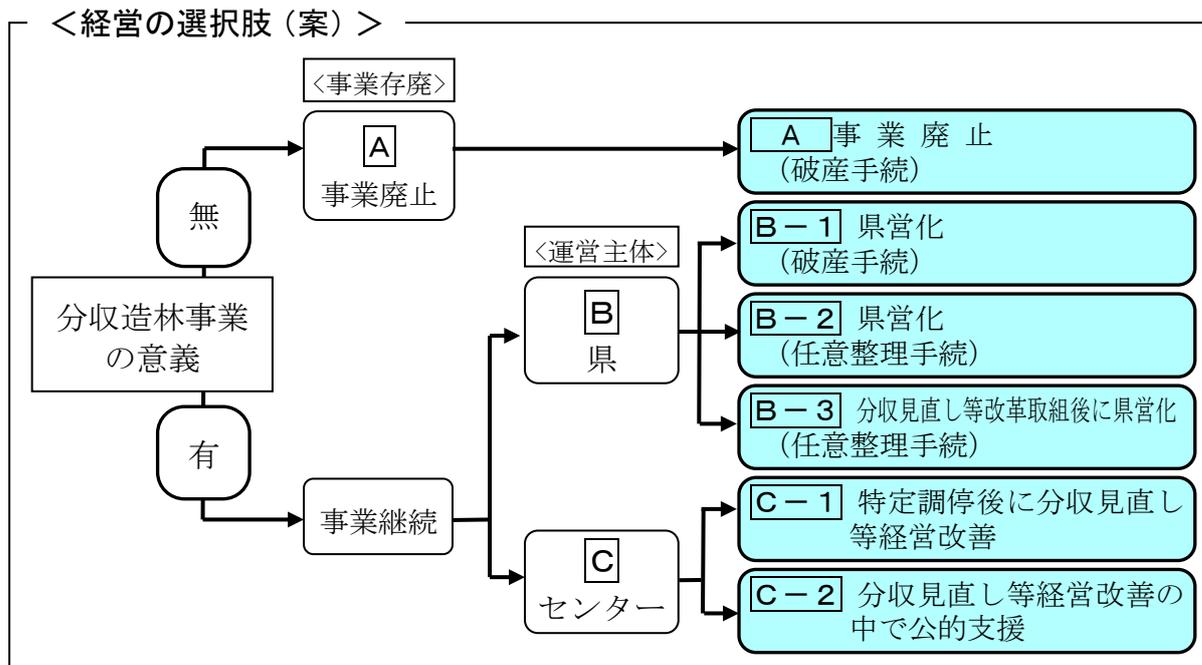


- (※) ①今後の伐採収入より伐採経費が上回る森林については、森林の有する公益的機能を維持増進するための必要最小限の保育のみを実施し、高齢林に誘導する。
- ②災害等による著しい生育不良地については、分収造林事業の対象地から除外し、針広混交林化を進める。
- ③抜き伐りについては、3回を標準とするが、生育状況に応じて回数を決定する。
- ④抜き伐り後の天然更新状況を確認し、天然更新が期待できないと判断された場合、施業方針を転換する。
- ⑤急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状伐採を基本とする。
- ⑥「利用間伐【現行】」と「抜き伐り【見直し後】」は造林補助事業の対象であるが、「主伐（皆伐）【現行】」は補助対象外となる。

IV 分収造林事業の経営の選択肢

1 経営の選択肢ごとの比較検討

今後の分収造林事業の経営の形態については、現時点で、次のとおり「事業廃止（A案）」、「県営化（B案）」、「センター事業継続（C案）」、の3つの方向（6つの選択肢）が考えられる。



各選択肢（案）ごとの手続き、メリット・デメリットは概ね以下のとおりである。

(1) 事業廃止（A案）

分収造林事業を破産手続きにより清算・廃止し、造林地を土地所有者に返還する案

手法	・破産手続きを活用し、事業清算・廃止
メリット	・事業清算により今後の事業費がかからなくなることから、県の継続的な財政負担がなくなる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・造林地の返還後に土地所有者による森林整備がされないと、森林荒廃や公益的機能の著しい低下を招く恐れがある。 ・将来の伐採収入が得られず、これまで投下した経費（約502億円）の殆どが回収できず、公的支援見込額が多額となる。 ・公庫および民間金融機関の債務について、県は損失補償契約に基づきセンターの償還不能額の支払いが必要となる。
課題	・廃止手続きの前までに、センターの他部門（農業・研修部門）を別法人に移管することが必要となる。

(2) 県営化 (B案)

センターでの分収造林事業を廃止し、県に移管する案

分収見直しの実施の有無、県営化の移管時期の違い等により3つの選択肢(B-1案、B-2案、B-3案)が考えられる。

選択肢	B-1案 (※1)	B-2案 (※2)	B-3案 (※3)
手法	<ul style="list-style-type: none"> 破産手続に合わせて、分収見直し同意者について県営化(自力管理希望者にはセンターの分収林持分(6割)を売却) 上記以外は、県と土地所有者の共有林(分収契約なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 分収見直しをせず県営化 	<ul style="list-style-type: none"> 分収見直し取組み後(5年間を目途)に県営化(自力管理希望者にはセンターの分収林持分(6割)を売却(※4)) 上記以外は、県と土地所有者の共有林(分収契約なし)
共通のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 分収林の有する公益的機能(環境的効果)が維持増進される。 センター継続の場合の職員確保や資金調達などの問題を県が担うことにより解消することができ、安定的な事業運営が可能となる。 		
個別のメリット			<ul style="list-style-type: none"> 公庫および民間金融機関の債務について、県は三セク債(※5)を活用せず、県が公庫等債務の引受けを行うため、公的支援見込額が小さくなる。 <ul style="list-style-type: none"> 損失補償をしないため、遅延損害金(※6)の負担なし 約定弁済に係る将来利息(※7)負担は三セク債活用の場合(B-1案・B-2案・C-1案)より小さくなる。
共通のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 県営化により県の業務量が増大し、行財政改革(スリム化)の方向にそぐわない。 		
個別のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 県との新たな契約(B-1案)、契約移転(B-2案)に伴い、多くの事務や費用がかかる。 		

	<ul style="list-style-type: none"> 破産管財人が生育途上の分収林を換価（売却）するという難しさとともに、換価手続きに合わせて破産手続外で県が分収見直しに同意する者と新たな契約締結に取り組むという先例のない難しい手続きとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県への契約移転に当たり、同時に分収方式の見直しを行うことが困難であるため、他の県営化案より公的支援見込額が大きくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 分収方式の見直しに当たって、土地所有者の理解を得ていくことは、多大な労力・手続き・時間・費用が必要となる。 分収見直しに応じない契約が残った場合、清算するためには土地所有者との和解などによる契約解除が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 公庫および民間金融機関の債務について、県の損失補償の履行が必要となり、利息等負担が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> 損失補償に係る遅延損害金の負担が発生する。 三セク債に係る将来利息負担が約定利息（B-3案・C-2案）より増加する。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 将来の木材価格の正確な予測は困難であり、現時点で今後必要となる公的支援額を確定することができない。 県営化の前までに、センターの他部門（農業・研修部門）を別法人に移管することが必要となる。 		

(※1) B-1案の詳細

(破産管財人による破産手続に合わせて、県が破産手続外で取り組む)

土地所有者の意向	森林の管理	土地所有者との契約関係
① 分収見直しに同意	分収林 (県と新たな契約を締結)	<ul style="list-style-type: none"> 分収方式を見直す内容で県と新たな契約 県が新たな契約により分収林として管理
② センター持分を買い取り、自力管理	土地所有者の森林 (土地所有者に造林地返還)	<ul style="list-style-type: none"> センター持分(6割)を土地所有者が買い取り、契約解除 造林地を返還し、土地所有者が自己の森林として管理
③ 上記①②とも同意しない	共有林 (県と土地所有者の共有)	<ul style="list-style-type: none"> センター持分(6割)・地上権を県が買い取り、破産終結により契約消滅 立木は県と土地所有者の共有(6:4) (注)

(注) 共有の立木について、管理できるのは過半の持分所有者であり、処分(伐採)する場合は全員の同意が必要

(※2) B-2案の詳細

(県・センターが1年程度で取り組む)

土地所有者の意向	森林の管理	土地所有者との契約関係
現契約内容で県への移管に同意	分収林 (県に契約移転)	<ul style="list-style-type: none"> 現契約での県への移転について、土地所有者から同意取得 契約移転後は、県が分収林として管理

(※3) B-3案の詳細

(県・センターがH25～H29の5年間を目途に取り組む)

土地所有者の意向	森林の管理	土地所有者との契約関係
① 分収見直しに同意	分収林 (県に契約移転)	<ul style="list-style-type: none"> 分収方式を見直す内容で県と新たな契約 県が新たな契約により分収林として管理

② センター持分 を買い取り、 自力管理	土地所有者の森林 (土地所有者に造林地 返還)	・センター持分(6割)を土地所有者が買 い取り、契約解除 ・造林地を返還し、土地所有者が自己の森 林として管理
③ 上記①②とも 同意しない	共有林 (県と土地所有者の共 有)	・契約解除(和解など) ・センター持分(6割)・地上権を県が買 取り ・立木は県と土地所有者の共有(6:4) (注)

(注) 共有の立木について、管理できるのは過半の持分所有者であり、処分(伐採)する場合は全員の同意が必要

(※4) 分収林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、原則として県がセンターの分収林を引き継ぐこととし、自力管理を希望する土地所有者に対しては、センターの分収林持分(6割)を売却する。

(分収造林契約では、造林木は共有(センター6、土地所有者4の割合)となっており、売却の際には、センターの6割の持分所有権を土地所有者に売却する必要がある。)

(※5) 第三セクター等改革推進債(平成21年度～平成25年度の時限措置)

第三セクター等の整理または再生に伴い必要となる損失補償に要する経費を地方債の対象とすることが認められている。(ただし、議会での単独議決が必要である。)

B-3案については、県営化の時期を5年後を目途とするため、三セク債を前提とした資金調達ができず、県がセンター債務を引き受けることになる。

(※6) 公庫および民間金融機関の損失補償契約では、損失発生から10か月後に損失補償を履行することになっており、この間、年利14.5%の遅延損害金が発生する。(なお、一部の民間金融機関では、利率や期間など契約内容が異なる。)

(※7) 公庫および民間金融機関の既往債務の平均金利は年1.3%であるが、三セク債(期間30年と仮定)を活用する場合、国債の金利水準を参考に年利2.5%程度を想定している。

(3) センターで事業継続(C案)

センターで分収造林事業を継続し、抜本的な経営改善策(5年間を目途に分収方式見直しなど)を実施する案

特定調停(債務減免)の実施の有無により、2つの案(C-1案、C-2案)が考えられる。

選択肢	C-1案(※1)	C-2案(※1)
手法	・特定調停による債務減免(公的支援)後に分収見直しなど経営改善を実施	・特定調停は行わず、分収見直しなど経営改善を進める中で公的支援を実施
共通の メリット	・分収林の有する公益的機能(環境的効果)が維持増進される。	
個別の メリット	・債務減免により直ちにセンターの債務縮減が図られる。	・公庫および民間金融機関の債務について、県の損失補償の履行が求められないため、公的支援見込額が小さくなる。 ・損失補償をしないため、遅延損

		<p>害金の負担なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定弁済に係る将来利息負担は三セク債活用の場合（B-1案・B-2案・C-1案）より小さくなる。
共通のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・分収方式の見直し（5年間を目途に実施）など経営改善策の内容および効果が不十分であると、公的支援に対する県民の理解が得られない恐れがある。 ・分収方式の見直しに当たって、土地所有者の理解を得ていくことは容易ではなく、多大な労力・手続き・時間・費用が必要となる。 	
個別のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・公庫および民間金融機関の債務について、県の損失補償の履行が必要となり、利息等負担が増加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償に係る遅延損害金の負担が発生する。 ・三セク債に係る将来利息負担が約定利息（B-3案・C-2案）より増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの債務縮減に長期間を必要とする。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の木材価格の正確な予測は困難であり、現時点で今後必要となる公的支援額を確定することができない。 ・今後、抜き伐りの実施等により事業量が増大していく中で、センターの事業運営のための人員や資金を長期的に確保していくことが課題となる。 	

(※1) C-1案、C-2案の詳細（H25～H29の5年間を目途に取り組む）

土地所有者の意向	森林の管理	土地所有者との契約関係
・分収見直しに同意	・センターが変更契約に基づき分収林として管理	・分収方式を見直す内容でセンターとの契約を変更
・分収見直しに同意しない	・センターが現契約に基づき分収林として管理	・同意しない土地所有者に対して、分収見直しを粘り強く交渉

(注) C-1案については、センターが裁判所に特定調停を申し立て、調停に応じた債権者（県）との間で、再建計画を提案して、返済できない見込の債務の減免の手続きを行う。

2 現在の材価による長期収支試算

(1) 将来の長期収支試算の前提

経営の選択肢ごとに今後必要となる公的支援見込額を比較するための参考として現行のスキームと選択肢ごとの長期収支を試算した。

ただし、今後の木材価格、事業費用など極めて不確定な要素が多く、特に、数十年先までの木材価格の変動を正確かつ客観的に予測することは困難であることから、現時点で今後必要となる公的支援額を明らかにすることができず、試算結果は比較のための参考値（見込額）である。

また、試算に使用した材価は次のとおり合板や集成材の過去5か年（平成19年～23年）平均材価（基本材価）とし、この水準が事業終了（平成89年）まで継続するという前提条件の下で試算した。

<基本材価>・・・合板・集成材の過去5か年平均材価（平成19年～23年）

末口径	16～18cm	20～28cm	30cm～
価格 (1m ³ 当たり)	8,400円	10,900円	11,300円
	近隣県工場買取 (合板)		県内工場買取 (集成材)

(※) 今後の立木の生育状況によっては、より価格の高い住宅用柱材等としての販売ができなくなるリスクを考慮し、確実性・安全性の面から、近隣県合板工場および県内集成材工場の買い取り価格を採用した。

なお、材価が試算結果に大きく影響することを鑑み、基本材価以外に、より価格の高い住宅用柱材等として一定割合利用されることを考慮した材価（参考材価1）、直近の材価水準の傾向を考慮した材価（参考価格2）を用いた試算も行った。

<参考材価1>・・・合板・集成材と市場取引材（住宅用柱材等）との組み合わせの過去5か年平均材価（平成19年～23年）

末口径	使用材価	16～18cm	20～28cm	30cm～
価格 (1m ³ 当たり)	合板・集成材 (約8割)	8,400円	10,900円	11,300円
	市場取引材 (約2割)	9,900円	11,600円	20,000円

(※) センター生産材のうち約8割は合板・集成材、約2割は市場取引材（住宅用柱材等）として利用されるものとして試算

参考	材価		16～18cm	20～28cm	30cm～(※)	
	(1m ³ 当たり)	市場取引材	最高値	13,800円	18,600円	59,900円
			最安値	5,900円	6,300円	6,800円

(※) 最高値が極めて高いが、優良材（年輪幅の揃った色の良い直材など）については、セリにかけられ高値で取引されることがある。

＜参考材価２＞・・・合板・集成材と市場取引材（住宅用柱材等）との組み合わせの直近１か年材価（平成２３年）

末口径	使用材価	16～18cm	20～28cm	30cm～
価格 (1m ³ あたり)	合板・集成材 (約8割)	8,300円	11,500円	11,500円
	市場取引材 (約2割)	9,200円	11,500円	11,900円

(※) 参考材価１の期間を過去５か年平均から直近１か年材価（平成２３年の平均）に変えて試算

(※) 合板・集成材（ｽｷﾞ）のうち末口径30cm以上価格（11,300円）については、20～28cm価格（11,500円）を下回っているため、20～28cm価格（11,500円）により試算。また、市場取引材（ｽｷﾞ）の20～28cm価格（10,700円）については、合板・集成材の20～28cm価格（11,500円）を下回っているため、合板・集成材の20～28cm価格（11,500円）により試算

参考	材価		16～18cm	20～28cm	30cm～
	市場取引材 (1m ³ あたり)	最高値	12,800円	15,000円	21,800円
		最安値	5,900円	6,300円	6,800円

さらに、材価水準が変動する場合の試算として、基本材価が一律に1,000円上昇および下落した場合と、TPP参加に伴う影響を考慮した場合の試算も行った。

＜その他の材価（材価変動の場合）＞

末口径	使用材価	16～18cm	20～28cm	30cm～
価格 (1m ³ あたり)	基本材価 1,000円 上昇	9,400円	11,900円	12,300円
	基本材価 1,000円 下落	7,400円	9,900円	10,300円
	基本材価 6%下落(※) (TPP参加に伴う影響を考慮)	7,900円 (▲500円)	10,200円 (▲700円)	10,600円 (▲700円)

(※) 丸太・製材にかかる関税については、昭和39年に撤廃されているが、現在関税がかかっている合板・集成材がTPP参加により影響を受けると想定し、輸入品が平均関税率相当の6%価格低下となり、これに伴いセンター生産材も価格低下するものと想定

(2) 将来長期収支見通しの試算結果

以上の前提で、現行の皆伐と見直し後の以下の6つのケースについて比較したところ、今後必要となる公的支援見込額は、見直し後の「県営化案（B-3案）」と「センター事業継続案（C-2案）」が最も小さくなった。

また、柱材（A材）等で利用されることを考慮した試算（参考材価1）では、伐採収入の増加により公的支援見込額は減少する。また、直近の材価水準の傾向を考慮した試算（参考材価2）では、参考材価1に比べると伐採収入の減少により公的支援見込額は増加する。ただし、いずれの材価を用いても、基本材価の場合と同様、「B-3案」と「C-2案」が公的支援見込額は最も小さくなる。

今回の試算は、あくまで現在の材価が将来にわたって変動しないことを前提とした参考値であり、今後、材価が変動すると試算結果は大きく変動する。

「B-3案」および「C-2案」の場合、1 m³当たりの材価が1,000円変動すると、全体試算結果が約50億円変動する。

また、TPP参加に伴う影響（※）については、合板・集成材の輸入品の平均関税率相当の6%価格低下するものと想定すると、公的支援見込額は約36億円増加する。

（※）現在関税がかかっている合板・集成材だけでなく、実際には輸入量の多い一般材も影響を受けるものと考えられる。

こうしたことから、長期収支試算については、今後も社会経済情勢の変化を踏まえて、概ね5年ごとに適切な材価を用いて再計算を行い、経営見直しに反映させていくことが必要である。

< 公的支援見込額の試算結果 >

単位：億円

経営の選択肢		公的支援見込額						
		基本 材価	参考 材価 1	参考 材価 2	その他			
					基本材価 が 1,000 円上昇	基本材価 が 1,000 円下落	基本材価が 6%下落	
現 行	センター 皆伐	314	243	286	253	374	356	
見 直 し 後	【A案】 事業廃止	569	569	569	569	569	569	
	【B案】 県営化	【B-1案】 (県営化 分収見直し)	308	257	282	254	361	344
		【B-2案】 (県営化 分収見直しなし)	431	397	414	395	466	455
		【B-3案】 (分収見直し後 に県営化)	279	228	253	225	332	315
	【C案】 センター 経営改善	【C-1案】 (特定調停後に 経営改善)	325	274	299	271	378	361
		【C-2案】 (経営改善の中で 公的支援実施)	279	228	253	225	332	315

(※) 土地所有者との契約変更（長伐期、分収方式見直し）は100%成立するものとして試算

なお、造林事業にかかる経費に対して造林補助金（※）が交付されるが、造林補助金には国庫のほか県負担が含まれていることから、現行のスキームと選択肢ごとの公的支援見込額に造林補助金の県負担分を加えた場合を参考に示すと、次のとおりとなる。

(※) 実施者がセンターであっても土地所有者であっても造林補助金の対象となる。

＜公的支援見込額に造林補助金県負担分を加えた参考値＞

単位：億円

経営の選択肢		公的支援見込額① 〔基本材価〕	造林補助金のうち 県負担分②			参考 ①+②	
			土地所有者への返還まで	契約解除後の保育・伐採等	再造林		
現行	センター 皆伐	314	60	—	235	609	
見直し後	【A案】 事業廃止	569	—	95	—	664	
	【B案】 県営化	【B-1案】 〔県営化 分収見直し〕	308	95	—	—	403
		【B-2案】 〔県営化 分収見直しなし〕	431	95	—	—	526
		【B-3案】 〔分収見直し後 に県営化〕	279	95	—	—	374
	【C案】 センター 経営改善	【C-1案】 〔特定調停後に 経営改善〕	325	95	—	—	420
		【C-2案】 〔経営改善の中で 公的支援実施〕	279	95	—	—	374

現行のスキームでは、皆伐後に再造林が必要となり、非皆伐である他の案（A～C案）に比べて造林補助金の県負担額が大きくなることから、こうした点からも、公益的機能がより発揮される非皆伐施業への見直しの方が有利である。

3 検討結果

選択肢ごとのメリット・デメリットを踏まえ、分収林の有する公益的機能の持続的発揮と今後の公的支援額を最小限に抑制する2つの観点から、総合的に判断すると、現時点では、「B-1案」、「B-3案」、「C-2案」の3案が有力な選択肢であると考えられる。

このうち、「B-1案」については、先例のない難しい破産手続きが必要になることから、手続き面のリスクを踏まえると、「B-3案」と「C-2案」の2案が適切であると考えられる。

この2案については、上記2つの観点からみると、ほぼ同じ結果となっているが、事業主体（県・センター）の違い等により、次のとおりメリット・デメリットや課題が考えられる。

選択肢	B-3案（県営化）	C-2案（センター経営改善）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> センター継続の場合の職員確保や資金調達などの問題を解消でき、安定的な事業運営が可能となる。 既存の県営林と一体的な事業の実施により効率化が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の無利子貸付等に係る利息負担額に対し、特別交付税による国の支援措置を活用することができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> センターから県への契約移転に伴い、多くの事務や費用がかかる。 県営林の収支が一般会計とは別に特別会計で区分経理されたととしても、職員人件費は一般会計に内包されるため、経営の実態が見えにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な伐採収入が得られるまで、自己財源がなく、補助金や県の信用力に依存するなど財務基盤もぜい弱で、自立的運営や経営の健全化が難しい。 分収方式の見直しの取組みについて、センター継続を前提とするため、交渉に当たっての難易度が高く、土地所有者の同意取得が進みにくい。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県営化の前までに、センターの他部門（農業・研修部門）を別法人に移管することが必要となる。 林業部門の清算に伴い、プロパー職員の処遇が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、抜き伐りの実施等により事業量が增大していく中で、センターの事業運営のための人員や資金を長期的に確保していくことが課題。

この2案について、

センター継続案をみると、メリットである特別交付税措置は国の財政事情に左右されるため継続される保証はなく、デメリット・課題として、伐採収入が見込めない間は自立的運営が難しい上、センター存続を前提としたままでは、環境保全を重視した森づくりへの転換やこれに伴う分収方式の見直しなどの抜本的改革は進みにくいと考える。

一方、県営化案をみると、センター廃止を前提とし、県職員が加わり環境保全を重視した森づくりやこれに伴う分収見直し交渉を行うことで、土地所有者の理解や同意取得がより進みやすくなることが期待できる。

また、県営化により経営の透明性が低下することや、他部門の分離やプロパー職員の処遇などの難しい課題もあるが、他県の先例を参考にするなど解決に向けた対応は可能と考える。

今後の選択肢については、県で最終的に判断すべきであるが、分収造林事業の公益性や長期性、課題対応の困難さなどについて、上記の比較結果を考慮すると、信用力や組織力など安定した行財政基盤を有する県が事業を継承して既存の県営林と一体的に実施することがより適切であると考えられる。

なお、県営化に当たっては、「B-3」案を基本とすることが望ましいが、土地所有者との契約移転・変更などを円滑に進められるよう、県でさらに検討を行い、その時期、進め方など具体的な内容を決定していくことが必要である。

当委員会としては、県が前面に立って分収造林事業の抜本的見直しに取り組むことを望むものであり、こうした対応により改革がさらに加速することが期待できる。

V 経営改善策

1 経営改善の方向

センターでは、これまで、施業の見直しや高金利借入金の借り換え、退職者不補充によるプロパー職員の削減など様々な経営改善に取り組んできた。

県においても無利子貸付や職員派遣などの支援を実施し、利息負担の軽減や借入金の抑制などに一定の効果を上げてきたところである。

今回の経営見直しを踏まえて分収造林事業を継続する場合、さらに踏み込んだ対策を実施していくことが必要である。

経営改善に当たっては、分収造林事業の効率的推進はもとより、県営林との一元化や民有林・国有林等との連携、これまで拡大造林政策を進めてきた国への要望、また、契約当事者である土地所有者の協力、これまで分収造林事業に深く関わってきた市町や森林組合の協力を求め、関係機関が連携して以下の対策を実施していくことが必要である。

	経営改善策
県	(1) 分収方式の見直し (2) 事業の効率的推進 ①収入向上策の実施 ②事業コストの削減 ③管理費の削減 (3) 県営林との一元化や民有林等との連携 ①県営林との一体的運営による効率化 ②近隣の民有林・国有林等との連携による集約化 ③セーフティーネットとしての役割
国	(4) 国への抜本的支援策の要望 ・関係自治体と連携し、国に抜本的支援策を要望
土地所有者	(5) 土地所有者への理解・協力の要請 ・分収方式の見直し（再掲）
森林組合・市町	(6) 森林組合・市町との連携 ・分収方式の見直し（再掲）
県	(7) 県民への十分な説明

なお、分収林は、これから徐々に利用可能な段階に入るが、本格的な伐採収入を得られるまでまだ時間を要することから、今後も適宜、経営改善策を見直していくことが望まれる。

2 具体的な経営改善策

(1) 分収方式の見直し

現行の分収造林契約の分収比率（センター6割、土地所有者4割）は、昭和33年の分収林特別措置法の施行時に国が当時の木材価格や造林経費等を勘案して示した標準的な比率を使用しており、その後の材価の下落や労務費の高騰等の社会経済情勢の変化を反映していないため、他県では多くの公社で見直しが進められている。

公的支援額を最小限に抑制していくためには、県のさらなる経営改善だけでは限界があることから、土地所有者の理解・協力を得て分収方式を見直すことが必要である。

見直しに当たっては、森林整備方針を皆伐から非皆伐に転換し、針広混交林として土地所有者に返還することで、再造林にかかる土地所有者の多額の負担が不要となることを踏まえ、「材積分収」(※)の導入を図るとともに、分収比率の引下げなどを検討するべきである。

(※) 契約終了時に立木を現物により土地所有者に分収（返還）する方法

分収方式の見直しについては、すべての土地所有者との契約変更手続きが必要であり、公的支援額を最小限に抑制する観点から、分収比率の引き下げを求める場合、土地所有者にとっては現行内容よりも不利になることから、土地所有者および県民双方の理解が得やすい方式を検討しなければならない。

その一例として、次の案を示すこととするが、さらに検討を進めて、適切な見直し内容を決めることが必要である。

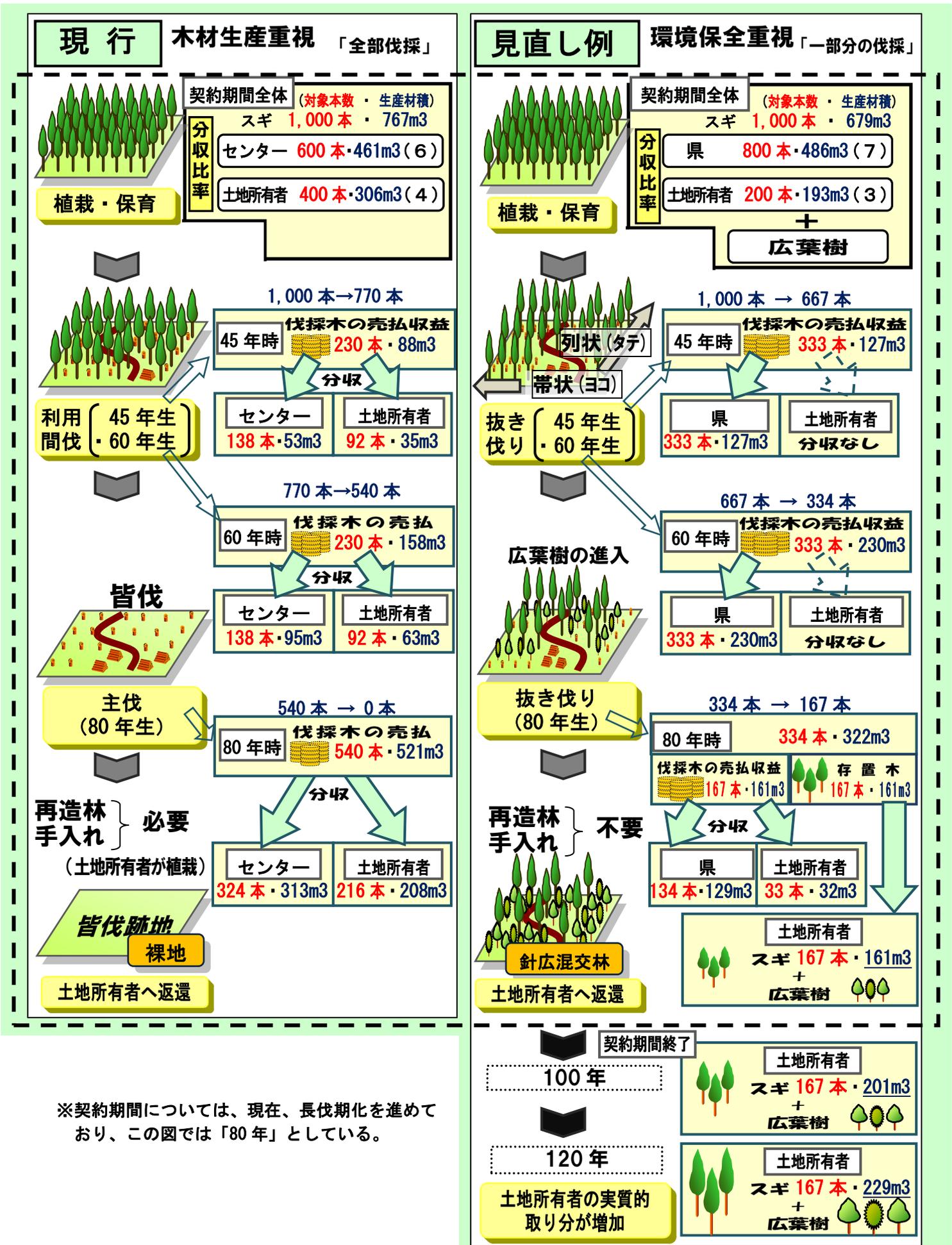
【現行】		<すべて 収益分収 >				単位：割	
45年		60年		80年		total	
利用間伐		利用間伐		主伐			
収益分収		収益分収		収益分収			
センター	土地所有者	センター	土地所有者	センター	土地所有者	センター	土地所有者
6	4	6	4	6	4	6	4



【見直し例】		< 収益分収 と 材積分収 の組み合わせ>				単位：割	
<input type="radio"/> 「収益分収」の比率を変更 <input type="radio"/> 「材積分収」を導入							
45年		60年		80年		total	
抜き伐り		抜き伐り		抜き伐り (5割)		存置木 (5割)	
収益分収		収益分収		収益分収		材積分収	
	県	土地所有者		県	土地所有者	県	土地所有者
本数			本数			本数	
材積	10	分収なし	材積	10	分収なし	材積	
						立木で分収	
				8	2	0	10
							8.0
							2.0
							7.1
							2.9

(※) 土地所有者アンケート調査では、上記見直し案について、「賛同」、「どちらかと言えば賛同」が回答者全体の61%を占めた。

分収方式の見直し（例）



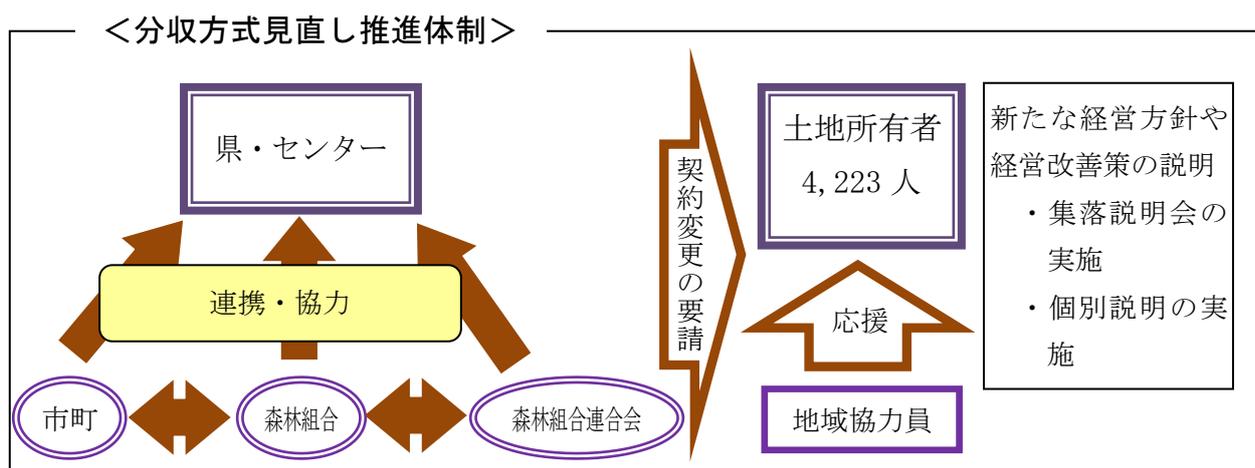
※契約期間については、現在、長伐期化を進めており、この図では「80年」としている。

土地所有者への説明や契約変更に当たっては、県とセンターが中心となって進めるべきものであるが、土地所有者が多数に上ることから、円滑かつ効果的に進めていくために、市町、森林組合など分収造林事業に深く関わっている公共的団体が連携・協力してサポートしていくことが望まれる。

特に、土地所有者の立場で分収造林契約を締結している市町、森林組合については、材積分収のみとするなど、一般所有者よりさらに条件を引き下げた内容とするとともに、率先して契約変更の要請に協力することが望まれる。

このように、県、センター、市町、森林組合など関係団体が連携しながら、集落単位での説明会の開催や地域協力員の応援などを通じた、きめ細やかな対応を重ねることで、土地所有者全員の同意が得られるよう努力していくことが必要である。

なお、将来木材価格の上昇等の事情変更の事由が生じ、投下経費の回収が確実になくなった場合は、適切な時期に分収比率を含めた分収方式について再度見直すことが必要である。



(2) 事業の効率的推進

① 収入向上策の実施

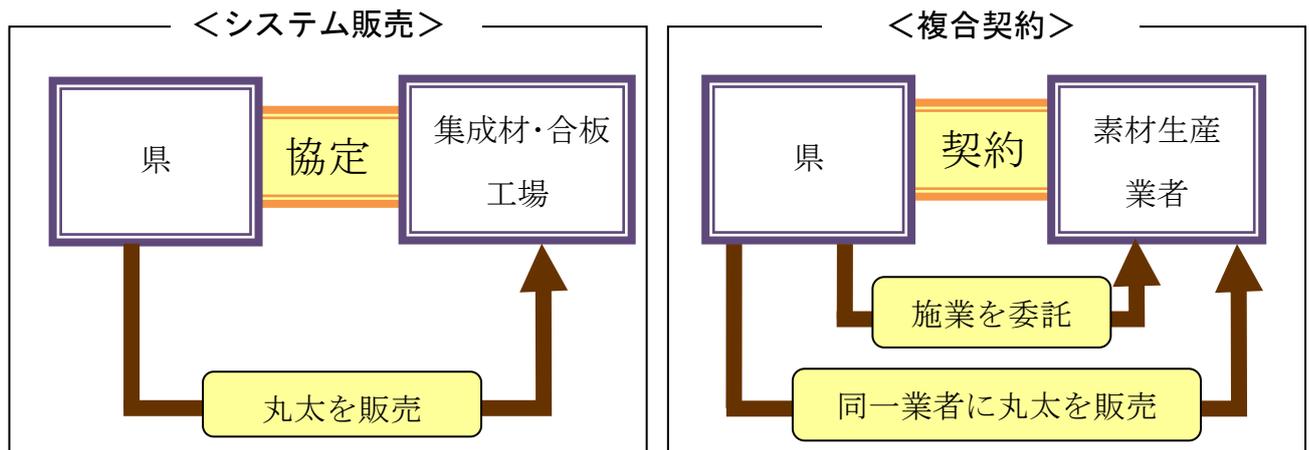
◆抜き伐りの効率的実施

分収林はこれから徐々に利用可能な段階に入ってくることから、抜き伐りを効率的に実施し、伐採収入の確保を図り、今後の森林整備に充当するなど債務が増えないように努めていくことが必要である。

◆システム販売、複合契約など多様な売払方法の導入

市場を通じた公売のほか、集成材や合板工場など大口需要先に直接、県産間伐材を安定供給するシステム販売や、間伐事業と間伐材売払いをセットで行う複合契約などを導入し、可能な限り収益の向上を図っていくことが必要である。

システム販売等の際して、これまで販売しにくかった曲がり材や小径木等の有効活用を推進するべきである。



② 事業コストの削減

◆列状、帯状伐採の導入

森林整備の方向を「環境保全重視（非皆伐）」に転換することに伴い、今後は抜き伐りの繰り返しにより、広葉樹の侵入状況を踏まえつつ、針広混交林化を図っていくことになるが、これまでの点状伐採を列状伐採・帯状伐採に見直すことにより、生産性の向上と施業コストの低減を図ることが可能となる。また、残存木の損傷の面でも、点状伐採より有利となる。

ただし、事業地の地形や自然条件等により列状、帯状伐採が適さない場合は、事業地の状況に応じた伐採方法を取ることとする。

◆入札制度等の見直し

森林整備の質を確保しながら、低コスト化を図るため、入札制度、入札方法のさらなる見直しについて検討することが必要である。

③ 管理費の削減

◆包括的経営委託の導入

センターが造成してきた分収林は、これから徐々に利用可能な段階に入ることから、今後、抜き伐りの実施等により事業量が増大していく見込みである。

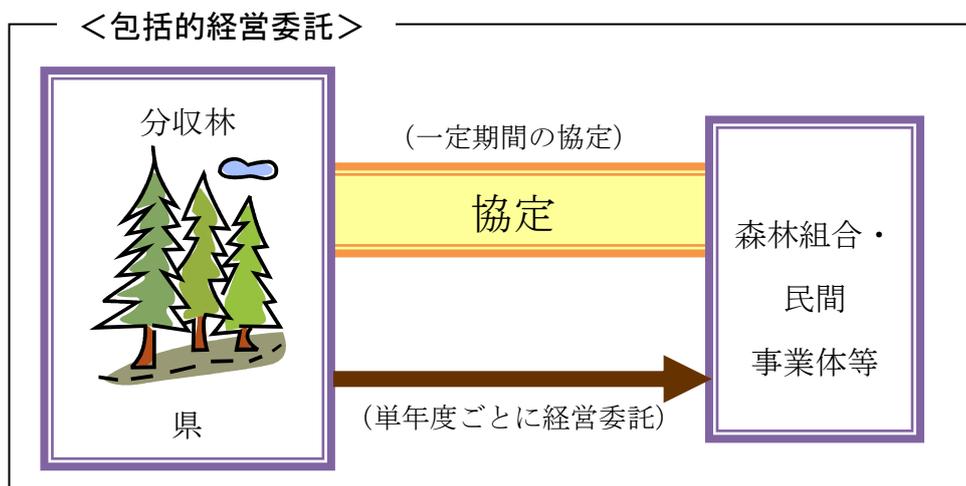
こうした中、県営化した場合、行財政改革を進める中で、職員増は難しいことから、事業の長期性を考えたときに将来の事業運営に支障をきたすことが懸念される。

こうした問題に対応するために、事業地ごとに一定期間にわたり経営を包括的に外部に委託する方法（※）の導入を検討すべきである。

（※）県の「公の施設」で導入している指定管理者制度に準じた方式で、「森林整備費用の縮減」と「立木販売収入の向上」の両面での効果を狙いとするもの

委託に当たっては、森林整備の質を確保しつつ、低コスト化、収入向上への取組みを促すため、公募型プロポーザル方式で森林組合、民間事業者などが参入し、林業事業者間の競争が働く仕組みをつくる必要がある。

具体的には、事業地ごとに試行的に導入し、ノウハウを蓄積しながら、事業量の増加に応じて段階的に委託範囲を拡大し、最終的には必要最小限の管理要員で賄う体制とするべきである。



(3) 県営林との一元化や民有林等との連携

① 県営林との一体的運営による効率化

県では、これまで県有地や県行分収造林地において造林事業を進めてきた。

県営化後は、これら既存の県営林と一体的な事業運営を行い、事業の効率化やコスト縮減に努めていく必要がある。

② 近隣の民有林・国有林等との連携による集約化

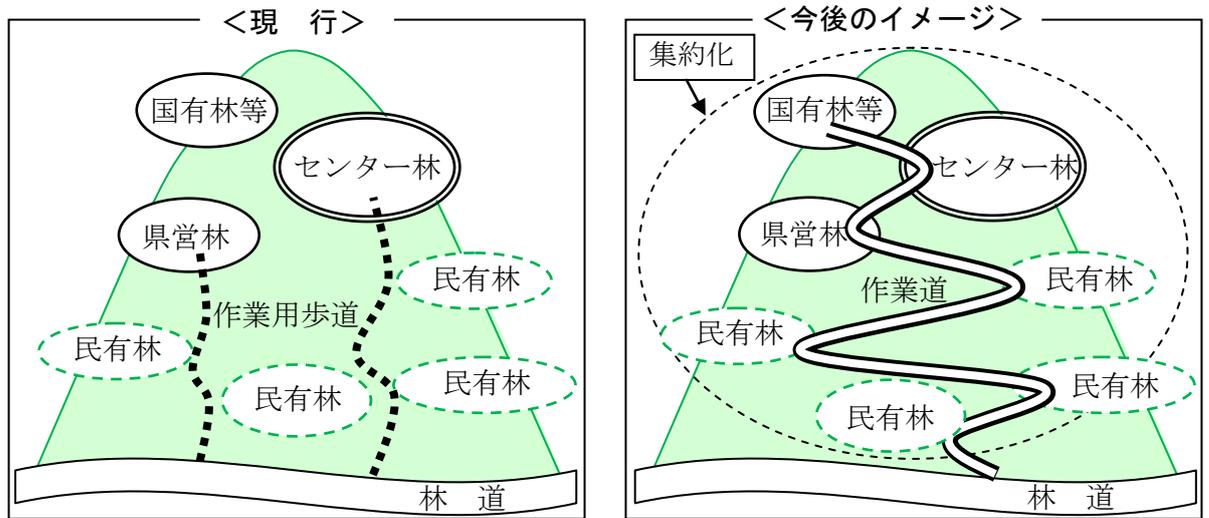
森林・林業の再生に向け、国の制度見直しにより平成23年度から導入された森林管理・環境保全直接支払制度では、集約化を進め持続的な森林経営を行い得る事業実施主体に支援対象が限定された。

こうしたことから、今後の事業の実施に当たっては、分収林の整備に加え、地域の実態に応じ、近隣の民有林と連携した路網の計画的整備や、周囲の小規模な森林所有者との共同施業を積極的に進めることで、地域の民有林の施業集約化や経営の効率化を支援することが可能となり、奥山を中心とした低コストによる県産材の生産を推進する新たな役割も期待される。

さらに、民有林との連携だけでなく、国有林や旧公団（※）との連携も含めた事業の効率化・低コスト化を図っていくことも検討すべきである。

(※)・独立行政法人森林総合研究所「森林農地整備センター」が土地所有者等と分収造林契約を結び、水源林造成事業を実施

- ・ S 3 1 年に設立された森林開発公団を前身として、昭和 3 6 年に水源林造成事業を開始、平成 1 1 年に緑資源公団に名称変更、平成 1 5 年に（独）緑資源機構に移行、平成 2 0 年に森林総合研究所が事業継承（（独）緑資源機構は廃止）



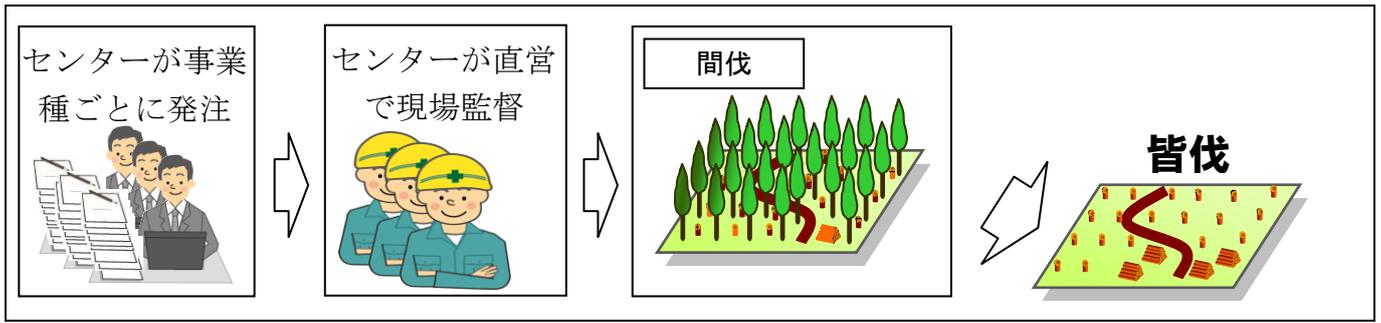
県営林・民有林・国有林等との連携による路網整備、共同施業を実施

③ セーフティーネットとしての役割

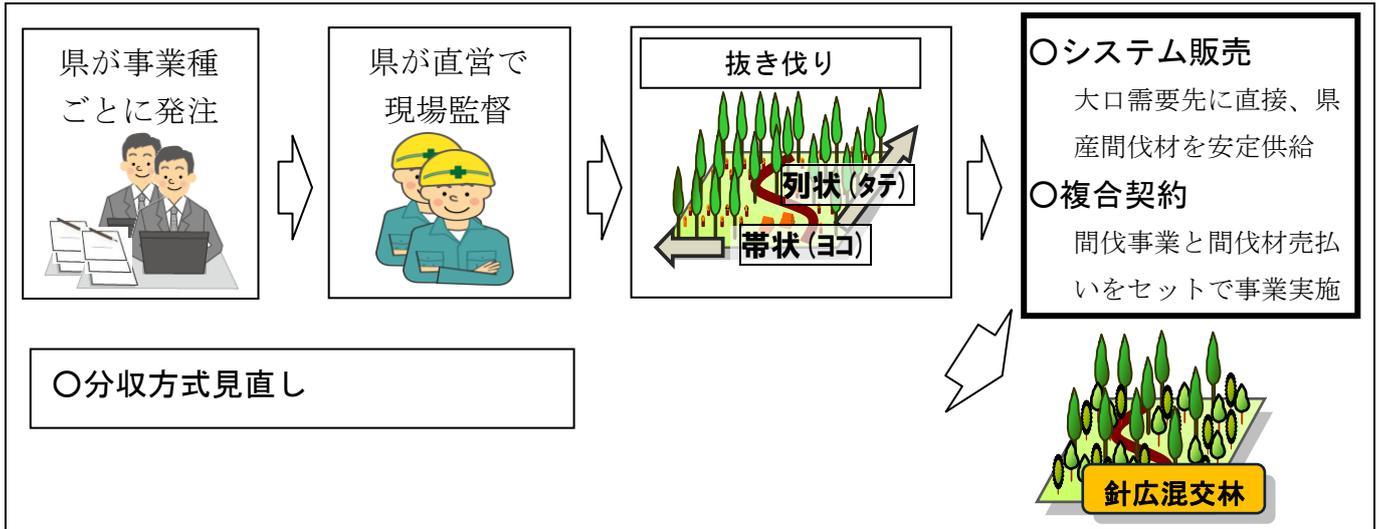
近年、森林については、木材資源としてだけでなく、水源地やCO₂吸収源など貴重な資源として注目されており、他県においては外国資本等による森林買収も明らかになっている。

こうした中、水や空気など生活に欠かせない環境の基盤となる森林を守っていくことは極めて重要であり、分収林を核として近隣の民有林や国有林等と連携した森林整備を進めていくことは、セーフティーネット機能という重要な役割を果たすことにもつながるものである。

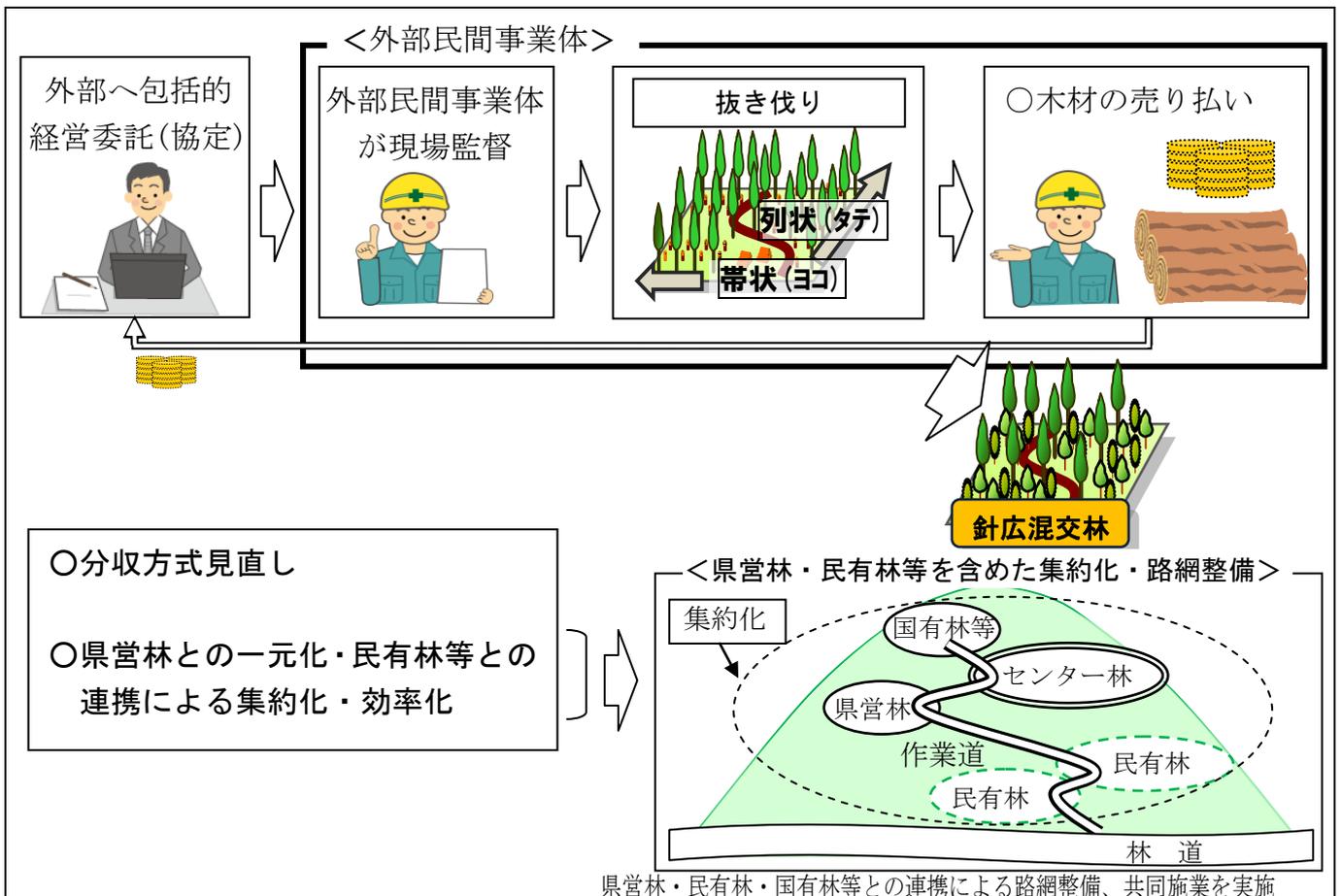
現状と経営見直し後のイメージ



今後（フェーズ1）



今後（フェーズ2）



県営林・民有林・国有林等との連携による路網整備、共同施業を実施

(4) 国への抜本的支援策の要望

分収造林事業は国の拡大造林政策に基づき進めてきた事業であり、センターの債務問題は、全国の林業公社にほぼ共通した問題である。

したがって、関係自治体と協力して、利息負担軽減のための金融措置や森林整備補助制度の拡充、県への地方財政措置の拡充等、抜本的な解決に向けた支援措置を講ずるよう引き続き国に対し強く要望していくことが必要である。

(5) 土地所有者への理解・協力の要請

これまで、分収造林事業には、国や県からの多額の補助金が投入され、残りを借入金に依存してきたが、現在の木材価格の水準が続くと、抜本的な経営の見直しを図らない限り、事業を続けていくことが厳しい状況である。

土地所有者に対しては、こうした分収造林事業の現状を十分説明し、分収造林契約者の当事者として分収方式の見直し（分収比率の引下げ）への理解・協力を求めていくことが必要である。

なお、当初の契約から長期間が経過し、相続等により土地所有者が代わっているケースが多くあると見込まれ、今後、分収方式の見直しや長伐期化に伴う契約変更業務に支障が生じることも懸念されるので、土地所有者（延べ4, 223人）の現況を早急に把握しなければならない。

(6) 森林組合・市町との連携

センター（旧林業公社）は、県、市町、森林組合、森林組合連合会で組織する分収造林の実行機関として設立され、また、地元の森林組合と協力して森林整備を進めることで山村地域の振興と雇用創出にも貢献してきた。

こうしたことから、分収方式の見直しに当たっては、センターの社員である県、市町、森林組合連合会および旧林業公社時代に社員であった森林組合も含めた公共的団体と連携・協力し、土地所有者への説明や契約変更協議に取り組んでいくことが必要である。

また、土地所有者の立場で分収造林契約を締結している市町、森林組合については、材積分収のみとするなど、一般所有者よりさらに条件を引き下げた内容とするとともに、率先して契約変更の要請に協力することが望まれる。

(7) 県民への十分な説明

センターの分収造林事業が地域振興に貢献してきたことや、分収林が重要な公益的機能を発揮していることなど、これまで造成してきた分収林は貴重な社会的資産であり、県民共通の「公共財」としての役割を果たしていることなどについて、土地所有者を含めた県民に対してわかりやすく説明し、本検討委員

会の報告を踏まえた今後の方向について速やかに方針を決定し、県議会等での十分な議論の上、関係機関と連携・協力して分収造林事業の改善策を強力で推進していくことが必要である。

さらに、分収林からの生産材を積極的に使用できるよう、環境貢献面から生産材をPRするとともに、県産材の利活用推進にかかる施策と連携して住宅分野や公共事業で活用していくことが望まれる。

3 経営改善の実施体制

経営改善の実施に当たっては、長期的な事業方針を立てるとともに、具体的な中期実行計画を策定して、計画的かつ集中的に取り組むことが必要である。

近隣民有林・国有林等との連携などを円滑かつ効果的に進めていくために、国、市町、森林組合などの関係機関を含めた協議会を設置して、事業の効率化や低コスト化などの具体策を検討し、協力して進めていくことが望まれる。

経営改善策の実施状況については、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、その内容を県民に積極的かつ分かりやすく公表していくことが必要である。

また、県営化後の収支については、県の一般会計とは別に特別会計で区分経理されるとしても、公益法人会計（※）のような企業会計方式ではないので、経営実態が見えにくくならないよう、工夫していくことが必要である。

（※）地方公共団体の会計は、現金主義・単式簿記方式であり、公益法人の会計は、発生主義・複式簿記方式である。

こうしたことにより、透明性の高い事業運営を確保していくことが必要である。